

令和5年2月13日

保護者の皆様

中標津町教育委員会
教育長 山田 康 司

出席停止にかかわるお知らせ

日頃より、本町の教育活動にご理解ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、北海道教育委員会では、感染対策分類レベルを「レベル1」に引き下げました。

つきましては、裏面にある「北海道教育委員会発行 出席停止の取扱いについて」をもとに、中標津町教育委員会としても、下記の通り同じ対応とします。不明な点等があれば、各学校にお問い合わせ下さい。

今後も特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

①北海道教育委員会「学校における新型コロナウイルス感染症を踏まえた教育活動について」より

レベル2	レベル1
児童生徒や教職員に発熱や咳等の症状がある場合は、症状がなくなるまで自宅で休養すること。 (同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合も同様)	児童生徒や教職員に発熱や咳等の症状がある場合は、症状がなくなるまで自宅で休養すること。

②文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」より

レベル2	レベル1
感染がまん延している地域（レベル2や3の感染状況の段階である地域）においては、地域の実情に応じ、 <u>同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられるときも、出席停止の措置をとることができます。</u>	※同居家族の風邪症状で登校を控える必要なし

【対応方針】

同居家族の風邪症状による出席停止の措置は行いません。

※ ただし、「感染不安で休ませたいとの相談があり、合理的な理由であると校長が判断した場合に欠席の扱いにしない」という規定に変更はありません。

出席停止の取扱いについて

本道の新型コロナウイルス感染症対策のレベル分類が、全道域で「レベル1」に移行したことに伴い、国が作成している衛生管理マニュアルに基づき、出席停止の取扱いが変更になります。

「レベル2」の地域では、同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合も、自宅で休養（出席停止）することとしていましたが、「レベル1」では、

**「同居する家族に未診断の風邪症状等」がある場合、
感染症による出席停止にはなりません。**

- ※ ただし、医療的ケアの対応や基礎疾患があるなど、主治医等から登校すべきではないと判断された場合には、欠席の取扱いにならないことがあります。
- ※ また、感染が不安で休ませたい場合において、地域の感染が拡大しており、同居の家族に高齢者や基礎疾患がある者がいる、などの事情がある場合には、合理的な理由があるとして、欠席の取扱いにならないことがありますので、学校に相談してください。

【参考】



北海道
新型コロナウイルス
療養解除日カレンダー

出席停止等の取扱いは次のとおりです。

該当する場合は学校にお知らせください

		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
感染者 自宅療養者 宿泊施設療養者	症状あり 発症日	出席停止（発症日を0日目として7日間経過かつ症状軽快*1後24時間経過）							解除	検温など自主的な感染予防行動の徹底			
	症状なし 検体採取日	出席停止（検体採取日を0日目として7日間）							解除				
濃厚接触者 または リストアップによる 「感染の可能性がある」	感染者との最終接触日*2	出席停止							解除	検温など自主的な感染予防行動の徹底			
	感染者との最終接触日*2	出席停止	抗原検査キット陰性	抗原検査キット陰性 解除	検温など自主的な感染予防行動の徹底				※入学試験等の事情がある場合に限る。				
本人に発熱や咳等の症状		症状が消失するまで出席停止											
感染が不安		学校に相談してください (地域の感染状況等により出欠の取扱い等について判断します)											

※ 「レベル1」への移行により、 内の対象が、児童生徒等本人のみとなりました。

*1「感染者との最終接触日」とは、同居の家族の発症日、または感染対策（マスク、手洗い、アルコール消毒等）を開始した日のいずれか遅い日をいいます。

*2「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。（症状がすべてなくなることと必要とはしません）「症状軽快」または「解熱」した日より、出席停止期間は変動します。